

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書



日頃は、私学助成の拡充と私学振興に対して、格別のご配慮をいただき、心より感謝申し上げます。

この度、愛知県に対して、私学助成の拡充に関する意見書を採択していただきたく存じます。格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

《請願事項》

一、県に対し、地方自治法第99条により、次の点を内容とする「意見書」を提出してください。

「『教育の公平』を実現し、『私学選択の自由』を確保するために、授業料助成と入学金助成を一層拡充するとともに、経常費助成についても国から財政措置がなされる『国基準単価』を土台に、学費と教育条件の公私格差を着実に是正できる施策を実施すること。」

《請願趣旨》

昨年、私たちは346万1590筆の請願署名を集め、県下39会場7万人が参加したオータムフェスに、82名の県会議員の先生方にご登壇いただき、12月県議会において全党一致で採択していただくことができました。県議会・県当局のご尽力によって、今年度予算でも高校への経常費助成は国基準が維持され、私学の教育条件改善のために、期限付きの常勤講師を抑制し、専任教員を増やす仕組みも整えられてきました。また、授業料助成制度については、平成28年度以降、従来の原則を復活させて、甲ランク（年収350万円以下）については授業料平均の全額（39万8400円）、乙Ⅰランク（年収610万円以下）では県下授業料平均の2/3（26万5200円）、乙Ⅱランク（年収840万円以下）では1/2（19万9200円）が助成されるようになりました。入学金についても、甲ランクは私学平均の全額20万円、乙Ⅰランクは10万円、乙Ⅱランクは6万5000円が助成されています。

しかし、年収910万円まで無償化され、それ以上の所得層でも年間約12万円の負担で通うこと出来る公立高校と、上記の授業料助成制度があるといえども、初年度納付金で約65万円（県内私学平均）の負担がある私立高校の間には、今なお大きな学費格差があります。授業料・入学金が実質無償化された甲ランクについても、施設設備費など学納金では約5万円の負担が残っています。

愛知県では高校生の3人に一人が私立に通っており、私学も公立と同じ公教育の場として重要な役割を果たしています。昨年度から「高校選択の自由を広げる」ことを理由に、「三河部を一区に」「尾張部で共通校を増やす」など公立高校の入試制度が大幅に見直されましたが、「高校選択の自由」を言うならば、まず、学費の公私格差を解消して、学費の心配をせずに「私学を選択する自由」が保障されなければなりません。

「私学も無償に」は、今や大きな潮流になっています。大阪府では府の独自予算で「年収590万円以下で学納金が無償化」「年収800万円以下は年間学費負担を10万円以下」にしており、東京都では「年収760万円以下」世帯の授業料が無償化、京都府は年収500万円以下で授業料が、埼玉県は年収609万円以下で学納金が無償化されています。神奈川県は国の無償化政策の動向を先取りする形で、今年度から年収590万円以下の授業料無償化を実施しました。

愛知県では、年収350万円以下の「授業料無償化」は実現していますが、所得の中間層において学費の大きな負担が

残っており、その結果、私学入学者の多くが“不本意入学”となり、愛知の公私両輪体制は極めて“いびつ”な状態になっています。「本当は私学に行きたかったけれど学費のことで公立に行かざるを得なかった」という例も枚挙に暇がありません。「私学助成の充実」は愛知県の最重点施策であり、「教育に公平を」「私学も無償に」は、私学関係者に限らず、全ての子どもと父母にとって切実な課題です。

貴職におかれましては、以上の趣旨を深くご理解いただき、上記の項目につきまして、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年 8月 20日

請願者代表

住所 岩倉市 [REDACTED]
氏名 森 喜代子 [REDACTED]
電話 [REDACTED]

取り扱い団体

私学をよくする愛知父母懇談会 [REDACTED]

会長 折出 健一 [REDACTED]

愛知私学助成をすすめる会 [REDACTED]

会長 寺田 真子 [REDACTED]

紹介議員

塚本 秋雄

梅村 均

柳谷 規子

相原 俊一

岩倉市議会

議長 黒川 武 殿

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書

愛知県では高校生の3人に1人が私学に通っており、私学は「公教育」の場として、「公私両輪体制」で県の「公教育」を支えてきた。そのため、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたって県政の最重点施策と位置付けられ、県議会・県当局をはじめ多くの人々の尽力によって、各種の助成措置が講じられ、今年度予算においても、高校経常費助成の国基準を確保し、期限付きの常勤講師を抑制して専任教員を増やす制度も整えられてきた。

とりわけ、平成28年までの3年間で、国の就学支援金の加算分を活用して従来の授業料助成制度が復元され、授業料本体については、甲ランク（年収350万円以下）は無償、乙Ⅰランク（年収350～610万円）は3分の2、乙Ⅱランク（年収610～840万円）は半分が助成されることとなり、国の奨学給付金制度とも相まって、私立高校の経済的理由による退学者が大幅に減少するなど、その施策は、私学に通う生徒と父母を支える大きな力となってきた。入学金助成も甲ランクが実質無償化され、乙Ⅰランクは10万円（入学金の2分の1）、乙Ⅱランクは6万5千円（入学金の3分の1）が助成されている。

しかし、年収910万円まで無償化され、それ以上の所得層でも年間約12万円の負担で通うことができる公立高校と、上記の授業料・入学金助成制度があるといえども、初年度納付金が約65万円（県内私学平均）の私立高校の間には、今なお大きな学費格差があり、子どもたちが学費の心配をせずに「私学を自由に選べる」状況にはなっていない。昨年度から「高校選択の自由を広げる」ことを理由に、公立高校の入試制度改革が実施されたが、「高校選択の自由」のためには、まず、学費の公私格差を解消して「私学を選択する自由」を保障することが求められる。

大阪府では府の独自予算で「年収590万円以下では月納金を無償化」「年収800万円以下は年間学費負担を10万円以下」にしており、東京都では「年収760万円以下」世帯の授業料が無償化された。京都府は年収500万円以下で授業料が、埼玉県は年収609万円以下で学納金が無償化されている。神奈川県は国の無償化政策の動向を先取りする形で、今年度から年収590万円以下の授業料無償化を実施した。

「私学も無償に」が大きな潮流となる中、愛知県では、年収350万円以下の「授業料・入学金の無償化」が実現しているものの、所得の中間層においても学費の大きな負担が残っており、「父母負担の公私格差の是正」は抜本的な解決に至っておらず、私学に入学する生徒の多くが不本意入学という「公私両輪体制」にとっていびつな状況が続いている。

よって当議会は、「私学選択の自由」に大きな役割を果たしている授業料助成・入学金助成を拡充するとともに、経常費助成についても、国からの財源措置（国基準単価）を土台に、学費と教育条件の「公私格差」を着実に是正できる施策を実施することを要望する。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

平成30年 月 日

議会

議長

愛知県知事 大村 秀章 殿

